

食品産業をめぐる情勢

令和6年1月
大臣官房新事業・食品産業部

目次

- (1) 基本法…p.3
- (2) 食品産業の持続的な発展…p.13
- (3) 適正な価格形成…p.37

(1) 基本法

食料・農業・農村基本法見直し検討

- 全ての農政の根幹である**食料・農業・農村基本法**について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、**制定後約20年間**で初めて、**総合的な検証**を行い、**見直し**に向けた検討を開始。
- 食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設置し、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関することを調査審議した結果として、**9月に答申を取りまとめ**。

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催実績

R4	9月29日	食料・農業・農村政策審議会に諮問、食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会の設置	
	10月18日	第1回 有識者ヒアリング（食料の輸入リスク）	寺川 彰 株式会社（代表取締役） 代表取締役 平田 明彦 株式会社（代表取締役） 代表取締役
	11月2日	第2回 有識者ヒアリング（国内市場の将来展望と輸出の役割）	吉田 直樹 株式会社（代表取締役） 代表取締役 松元 和博 株式会社（代表取締役） 代表取締役
	11月11日	第3回 有識者ヒアリング（国際的な食料安全保障に関する考え方）	清原 昭子 福山市立大学都市経営学部 教授 米山 廣明 一般社団法人全国農業協同組合中央会 代表理事
	11月25日	第4回 有識者ヒアリング（人口減少下における担手の確保）	江川 章 中央大学経済学部 准教授 丸田 洋 株式会社（代表取締役） 代表取締役
	12月9日	第5回 有識者ヒアリング（需要に応じた生産）	関根 久子 農林水産省政策評価部 課長 富土 聡子 オイガスラ株式会社（代表取締役） 代表取締役
	12月23日	第6回 有識者ヒアリング（食料安定供給のための生産性向上・技術開発）	地主 建志 株式会社（代表取締役） 代表取締役 成嶋 幸吾 株式会社（代表取締役） 代表取締役
R5	1月13日	第7回 有識者ヒアリング（持続可能な農業の確立）	三好 智子 国際農業政策研究センター（IACR） 世界理事 信達 等 不二食品株式会社（代表取締役） 代表取締役
	1月27日	第8回 有識者ヒアリング（農村の振興）	山中 大介 ヤマガタ株式会社（代表取締役） 代表取締役 渡辺 雅彦 株式会社（代表取締役） 代表取締役
	2月10日	第9回 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（偏食、食品安全・食品表示、知の価値）	
	2月24日	第10回 今後の展開方向（基本理念）	
	3月14日	第11回 今後の展開方向（食料）	
	3月27日	第12回 今後の展開方向（農業）	
	4月14日	第13回 今後の展開方向（農村・環境）	
	4月28日	第14回 今後の展開方向（基本計画等）	
	5月19日	第15回 中間取りまとめ（案）	
	5月29日	第16回 中間取りまとめ	
	6月～	国民からの意見・要望の募集（1,179件）、地方意見交換会（117回）	
	9月11日	第17回 最終取りまとめ 食料・農業・農村政策審議会から答申	

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿

（※名簿は五十音順）

（委員）

磯崎 功典	キリンホールディングス株式会社 代表取締役社長
井上 能孝	株式会社ファーマン 代表取締役
大橋 弘	東京大学 副学長
上岡 美保	東京農業大学国際食料情報学部国際食農科学科 教授
齋藤 一志	公益社団法人日本農業法人協会 副会長
高槻 亮輔	株式会社インスパイア 代表取締役社長
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
中家 徹	一般社団法人全国農業協同組合中央会 会長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事
堀切 功章	キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO
三輪 泰史	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター エクスパート
柚木 茂夫	一般社団法人全国農業会議所 専務理事
吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ） 東京大学教養学部 客員教授

（臨時委員）

合瀬 宏毅	一般社団法人アグリフューチャージャパン 代表理事理事長（元NHK解説委員）
清原 昭子	福山市立大学都市経営学部 教授
香坂 玲	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
茂原 莊一	群馬県甘楽町長 全国町村会政調委員（経済農林部）委員長
寺川 彰	丸紅株式会社 代表取締役 副社長執行役員 生活産業グループ CEO
真砂 靖	TH 総合法律事務所 特別顧問 株式会社読売新聞グループ本社 監査役
山浦 昌浩	全国農業青年クラブ連絡協議会 会長

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会取りまとめ（令和5年9月11日）概要

現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
 - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
 - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
 - ・ 輸入国としての影響力の低下：
純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
 - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
 - ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識)
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
 - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
 - ・ 国内の食市場の縮小
 - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
 - ・ 基幹的農業従事者：
・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
 - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
 - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
 - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
 - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

①食料の安定供給のための総合的な取組

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

②全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③海外市場も視野に入れた産業への転換

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④適正な価格形成に向けた仕組みの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

食料供給以外の、正の多面的機能の適切な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

(4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会取りまとめ（令和5年9月11日）概要

2 食料に関する基本的施策

- 食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築

➤ 食品アクセス

幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等

➤ 適正な価格形成

適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等

➤ 食品産業の持続的な発展

・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等

➤ バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓

バイパノロジーやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等

➤ 食料消費施策・食品安全

リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等

➤ 輸出施策

輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等

➤ 輸入施策

安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等

➤ 備蓄施策 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄

➤ 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進

4 農村に関する基本的施策

- 農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持

➤ 末端の農業インフラの保全管理

共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等

➤ 農村におけるビジネスの創出

農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等

➤ 都市と農村の交流、農的関係人口の増加

二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RM0の育成 等

➤ 多様な人材の活用による農村の機能の確保

・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等

➤ 中山間地域における農業の継続

・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等

➤ 鳥獣被害の防止 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

3 農業に関する基本的施策

- 今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け：

「離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給」

➤ 個人経営の経営発展の支援 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等

➤ 農業法人の経営基盤の強化等

法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等

➤ 多様な農業人材の位置付け

地域の話し合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う

➤ 農地の確保及び適正・有効利用 農地の集積・集約化 等

➤ 需要に応じた生産 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等

➤ 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化

施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等

➤ 人材の育成・確保

雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等

➤ スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上

スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等

➤ 農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進

➤ 知的財産の保護・活用の推進

GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等

➤ 経営安定対策の充実 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等

➤ 災害や気候変動への対応強化 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等

➤ 生産資材の国産化の推進等 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等

➤ 動植物防疫対策の強化 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

5 環境に関する基本的施策

- 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する

- みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める

➤ 持続可能な農業の主流化

・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等

➤ 食料供給以外での持続可能性

農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等

➤ 持続可能な食品産業

環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等

➤ 消費者の環境や持続可能性への理解醸成

生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- 平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。

- 現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。

- 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。

7 不測時の食料安全保障

- 不測時に関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。
- 不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する。



○食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築

食品アクセス(国民一人一人の食料安全保障、食品流通問題)

関係省庁・自治体等と連携し、国民全ての物理的・経済的・社会的側面での円滑な食品アクセスを確保するための施策を推進する。具体的には、産地から消費地までの**幹線物流の効率化**や、地域ごとに、様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握し、その課題解決に向けて関係者や行政が連携する体制の構築を行う。また、消費地における**地域内物流**、特に中山間地域等における**ラストワンマイル物流の強化**等、食品流通上の課題への対応を強化していくほか、移動販売等の地域に応じた買い物支援の取組を支援する。

さらに、国民の健康な食生活を確保する立場から食品関連事業者やフードバンク等の役割を明確にするとともに、**フードバンクやこども食堂**等の活動を支援する。

適正な価格形成のための施策

持続可能な食料供給を実現するためには、**生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される**必要があり、また、これが実現することは消費者の利益にもかなうものである。こうした持続可能な食料供給を実現する上では、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要であり、その実現に向けて、課題の分析を行いつつ、**フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する。**

また、適正価格について、消費者や事業者も含めた**関係者の理解醸成**に向けた施策も必要である。

食品産業の持続的な発展

食品産業の**原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性の向上、輸出拡大、海外進出、事業継承の円滑化**を推進し、その体質強化・事業継続を図ることによって、消費者に食品や豊かな食文化を提供するとともに、原材料調達や製造工程等において持続性に配慮した食品産業への移行を一層推進していく。

バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓

国内市場の縮小や生産資材の高騰等、農業所得の確保への懸念が生ずる一方、健康維持・増進に寄与する食品等の機能性や、環境配慮等の持続可能性が新たな価値として認識され、そういった**価値観の多様化**は今後も進むと見込まれることを踏まえ、食品産業や観光業等の食に関わる**多様な業態との連携やDXの推進**など、新たな価値や市場の創造に向けた取組を推進する。

また、持続可能な食料供給の実現に資する**バイオテクノロジーやデジタル技術**等が発展していることを踏まえ、このような**新しい技術の活用や新しいビジネスモデルの育成**を促進し、新たな需要を開拓していく。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の全体像（令和5年12月27日）抜粋

- 食料・農業・農村基本法については、令和6年通常国会への改正案提出を目指す。
- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を策定し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

食料 安全保障の 強化	平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け	・食料安全保障強化政策大綱の改訂（令和5年12月） ✓ 麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用 ✓ スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全 ✓ 適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進 等 ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し（令和7年に次期基本計画策定） ✓ 食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換 ✓ 堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定 ✓ 米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討 ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設（令和6年通常国会提出を視野） ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し（令和6年通常国会提出を視野） ✓ 農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等） ✓ 農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等） ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備（令和6年通常国会提出を視野） ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進（令和5年度に協議会を設置し、検討を継続） ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設（関係省庁と連携）（令和6年通常国会提出を視野） 等
スマート 農業	本格的な人口減少に対応した施策の強化	・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設（令和6年通常国会提出を視野） ✓ スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化 ✓ スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換 ✓ 税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業者等に対する後押し ・農業インフラの適切な安全管理を進めやすくするための土地改良法の見直し（令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野） 等
農林水産物 ・食品の 輸出促進	国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け	・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援（令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定） ・品目回体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進（令和6年度中に10カ国・地域16都市（現在8カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標） ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等） 等
農林水産業 のグリーン化	環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け	・クロスコンプライアンスの導入（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化）（令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施） ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し（令和7年度に見直し、令和9年度を目標に、より法に基づいた仕組みに移行） 等

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 （6）国民理解の醸成 国民理解の醸成に向けて、 ① 食・農林水産業への理解の増進を図るための学校教育等における農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化 ② 棚田地域や農業遺産地域の魅力発信、我が国・地域の農林水産物の利用を促進する国産国消・地産地消の推進、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進 ③ 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 ④ 多様化する国民のニーズに応える生産者・事業者の様々な取組を表示・可視化することによる消費者や食品産業等への情報発信の強化 等の施策を講ずる。 （7）事業者・消費者の役割 事業者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料の供給が持続的に図られるよう努力する旨を位置付ける。 消費者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料システムの各段階における環境負荷低減の取組について理解を深め、持続的な食料供給の実現に向けて協力する旨を位置付ける。	（6）国民理解の醸成 現行の基本法において、国の責務として国民理解の醸成を図るよう努めることとされている中で、農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進など、展開方向に記載されている具体的な施策を推進する。 （7）事業者・消費者の役割 食料システムの持続可能性を確保していくためには、生産段階と加工・流通などの事業者との連携を進めるとともに、消費者も含め、それぞれの当事者が、より主体的に、持続的な食料供給に寄与していくことが必要である。事業者・消費者の役割についても、こうした視点を踏まえながら、展開方向に沿って基本法への位置付けを行っていく。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 (4) 適正な価格形成 食料システム全体を持続可能なものとしていくため、食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、 ① 適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、食料システムの関係者の合意の下でコスト指標を作成し、これをベースに各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引の実態・課題等を踏まえて構築する。 ② 適正な価格転嫁について、生産から消費までの関係者の理解醸成を図る。 なお、資材価格急騰時など価格転嫁が困難な場合には、農業者の経営の安定に向けて、配合飼料価格安定制度などで対応していく。特に、肥料については、価格急騰時においては、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していく。	(4) 適正な価格形成 持続可能な食料供給を実現するためには、生産はもちろん、流通、加工、小売等の食料システムの各段階の持続性が確保されることが不可欠である。海外の例を見ても、コストが上昇すれば、価格転嫁が行われることが基本であり、我が国においても長期にわたるデフレ基調を払拭し、関係者の意識・行動の変容を促す取組を進めなければならない。 農林水産省において、食料システムの各段階の関係者が参画した「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、適正取引に向けた議論を開始した。今後、適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにする等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を進めることが重要である。 まずは、「飲用牛乳」「豆腐・納豆」について、流通経路が簡素でコストの把握も比較的容易であり、生産等の持続性を確保すべき品目として、仕組みづくりの具体化を目指す。 併せて、その他の品目についても、産地・品目ごとのコストデータの把握・収集、価格交渉・契約上の課題等の検討を進める。 さらに、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態についての効果的な情報発信を行う。 また、肥料については、価格急騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策の実施を検討することを食料安全保障強化政策大綱に位置付ける。【再掲】

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 (5) 円滑な食品アクセスの確保 円滑な食品アクセスの確保を図るため、 ① 産地から消費地までの幹線物流について、関係省庁と連携し、 ア) 「2024年問題」を始め、トラックドライバーの人手不足の深刻化を見据え、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進するとともに、 イ) 鉄道や船舶等へのモーダルシフトを促進する。 さらに、この取組など物流生産性向上も後押しするものとして、関係省庁と連携し、法制化も視野に、 ア) 物流の生産性向上に向けた商慣行の見直し イ) 物流標準化・効率化の推進 ウ) 荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入等を進める。	(5) 円滑な食品アクセスの確保 ① 「2024年問題」は、トラックドライバーの労働環境の改善だけでなく、農産物等の物流確保、産地等の負担抑制等、食料安全保障の観点からも重要な課題である。 政府は、本年6月に次期通常国会での法制化を含む「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月に「物流革新緊急パッケージ」を打ち出しているが、来年4月の輸送力不足への対応について産地等への影響等を明らかにして懸念を払拭する必要がある。 このため、 ア) 九州、北海道等の産地からの幹線輸送を大ロット化し、複数ドライバーによる中継輸送にも資する、中継共同物流拠点の整備 イ) 荷積み・荷卸しの効率化や荷待ち時間の短縮に資する、標準仕様パレット、トラック予約システム等の導入 ウ) トラック輸送への依存度を軽減する、鉄道・船舶等へのモーダルシフト といった具体的な取組を支援し、物流事業者や産地等の荷主事業者が本年内に作成する、分野・業界別の「自主行動計画」の実行を政府一体となって後押しする。 さらに、国土交通省等の関係省庁とも連携し、法制化も視野に、更なる対策を検討する。 なお、2024年問題については、現場での取組の実態等を踏まえ、今後とも継続して対応を検討する。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 消費地内での地域内物流、特に中山間地域等でのラストワンマイル物流について、関係省庁と連携し、地方自治体、スーパー、宅配事業者等と協力して、食品アクセスを確保するための仕組みを検討する。 ③ 福祉政策、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、物流体制の構築、寄附を促進する仕組みなど、生産者・食品事業者からフードバンク、子ども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討する。	② 地方自治体など、各地域が主体的に進める取組であることを前提とした上で、農林水産省においても関係省庁と協力して食品アクセスの質的充実・面的拡大を図り、買い物困難者・経済的に困窮している者への対応に取り組むことが重要である。 このため、本年度内に関係省庁による支援策パッケージを取りまとめた上で、地方自治体、社会福祉協議会、J A、食品事業者、N P O等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援し、移動販売車等の買い物困難者対策や、フードバンク、子ども食堂、子ども宅食等への食品提供等の経済的に困窮している者への対策を推進する。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 （８）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展 現行の基本法では、食品産業の食品供給に果たす役割に着目し、環境負荷低減等への配慮や、事業基盤の強化、農業との連携の推進等、産業の健全な発展のために必要な施策を講ずる旨が規定されているが、食品産業が食料システムの重要な構成員であることを明らかにした上で、その持続的な発展を図るため、 ① 産地・食品産業が連携して加工特性・機能性の合う国産原材料を安定的に供給・調達できるよう、産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組み ② G H Gの排出抑制等の環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達、フードテックなど新技術の活用等、食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進する仕組み を構築し、国内資源の活用に積極的に取り組む企業に対して後押しを行う。 特に、食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて新たにフードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。	（８）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展 消費面では、加工食品・外食が伸長する一方、生鮮品は横ばいのままであり、今後は、生産だけに着目した取組に留まらず、食品産業が主要な構成員である食料システムとしての取組が一層重要となる。 また、その取り巻く環境を見ると、 ・ 環境、人権、健康、栄養等の取組が高まっている海外市場が伸長してマーケットとしての可能性を拡げる一方、 ・ 国際情勢に左右される原材料の安定調達、人口減少等に対処するための生産性の向上、物財費上昇等に対処するための資源の有効利用、コストを踏まえた生産等の継続等が課題となっている。 こうした変化を踏まえ、以下の役割を果たすよう、後押しする仕組みづくりを行う。 ① 国民に対する食料の安定供給 ・ 原材料の国産利用、農業と食品産業の連携強化、消費での利便性の増大等 ② 食料の安定供給の持続性確保 ・ 地域の事業者同士の協業、生産等での生産性の向上、フードテック等の新技術の活用 ・ 外需の獲得（輸出促進、海外展開、インバウンド） ・ 海外展開等を可能とする産業構造の強化 等 ③ 多様な価値への国民理解の促進 ・ 環境負荷の低減、人権への配慮、健康・栄養への貢献 ・ 食品ロスの削減 等 さらに、来年6月に適用期限を迎える「特定農産加工業経営改善臨時措置法」（平成元年法律第65号）については、小麦・大豆といった調達コストが高止まりしている輸入原材料の国産利用の促進等の支援を追加した上で延長することを検討する。

(2) 食品産業の持続的な発展

食品産業の持続的な発展に向けた検討会



構成員

【生産者】	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会 日本農業法人協会	馬場 利彦 桑田 義文 紺野 和成	専務理事 代表理事専務 専務理事
【製造業者】	食品産業センター 明治HD株式会社 株式会社一ノ蔵	荒川 隆 古田 純 浅見 紀夫	理事長 取締役専務執行 役員CSO 相談役
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会 日本加工食品卸協会 食品等流通合理化促進機構 全国青果卸売協同組合連合会 全日本トラック協会	出田 安利 時岡 肯平 村上 秀徳 井出 禎久 若林 陽介	専務理事 専務理事 会長 専務理事 理事長
【小売業者】	日本チェーンストア協会 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会	牧野 剛 江口 法生 島原 康浩	専務理事 専務理事 常務理事
【外食・中食業者】	日本フランチャイズチェーン協会 日本フードサービス協会 日本惣菜協会 日本べんとう振興協会	大日方 良光 金丸 康夫 今里 有利 嵯峨 哲夫	専務理事 専務理事 副会長 専務理事
【消費者】	日本生活協同組合連合会 全国消費者団体連絡会 主婦連合会	二村 睦子 郷野 智砂子 柿本 章子	常務理事 事務局長 副会長
【スタートアップ】	株式会社UnlocX 株式会社スペックホルダー DAIZ株式会社	田中 宏隆 大野 泰敏 杉山 浩司	常務執行役員 代表取締役社長 顧問 (戦略・海外担当)

開催実績・予定

月日	会合
8月 31日	第1回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会 → プロジェクトチームの設置を決定
9月 26日	第1回 食料安全保障プロジェクトチーム
10月 6日	第1回 環境等配慮プロジェクトチーム
13日	第1回 人口減少社会プロジェクトチーム
24日	第2回 食料安全保障プロジェクトチーム
11月 2日	第2回 環境等配慮プロジェクトチーム
10日	第2回 人口減少社会プロジェクトチーム
17日	第3回 食料安全保障プロジェクトチーム
24日	第3回 人口減少社会プロジェクトチーム
12月 22日	第2回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会

検討事項①

食品産業をめぐる現状と情勢の変化

- 国内外のマーケットの変化
 - ・ 我が国人口の減少
2008年をピークに減少、高齢化率29%（2020年）
 - ・ 世界人口の増加
約60億人（1999年） → 80億人を突破（2022年）
 - ・ 主要国の飲食料マーケット規模は、2015年から2030年にかけて1.5倍になると予測
- マーケットをめぐる国際的な動き
 - ・ SDGs（持続可能な開発目標）等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- ビジネス機会の拡大
 - ・ 我が国農林水産物・食品の輸出の拡大
3,402億円（2003年） → 1兆4,140億円（2022年）
 - ・ 食品産業の現地法人数
926社（2012年） → 1,303社（2021年）
 - ・ フードテックを活用した新たなビジネスの創出
- 食料輸入をめぐる情勢の変化
 - ・ 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
 - ・ 世界の農林水産物輸入における我が国のプライスメイカー的地位の低下
 - ・ 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- 人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化
 - ・ 他産業と比べて低い労働生産性
 - ・ 食品企業数の減少、小規模企業が大半
 - ・ 経営者の高齢化・後継者の不在
 - ・ 外国人労働者数の増加
 - ・ 物流の2024年問題



検討事項

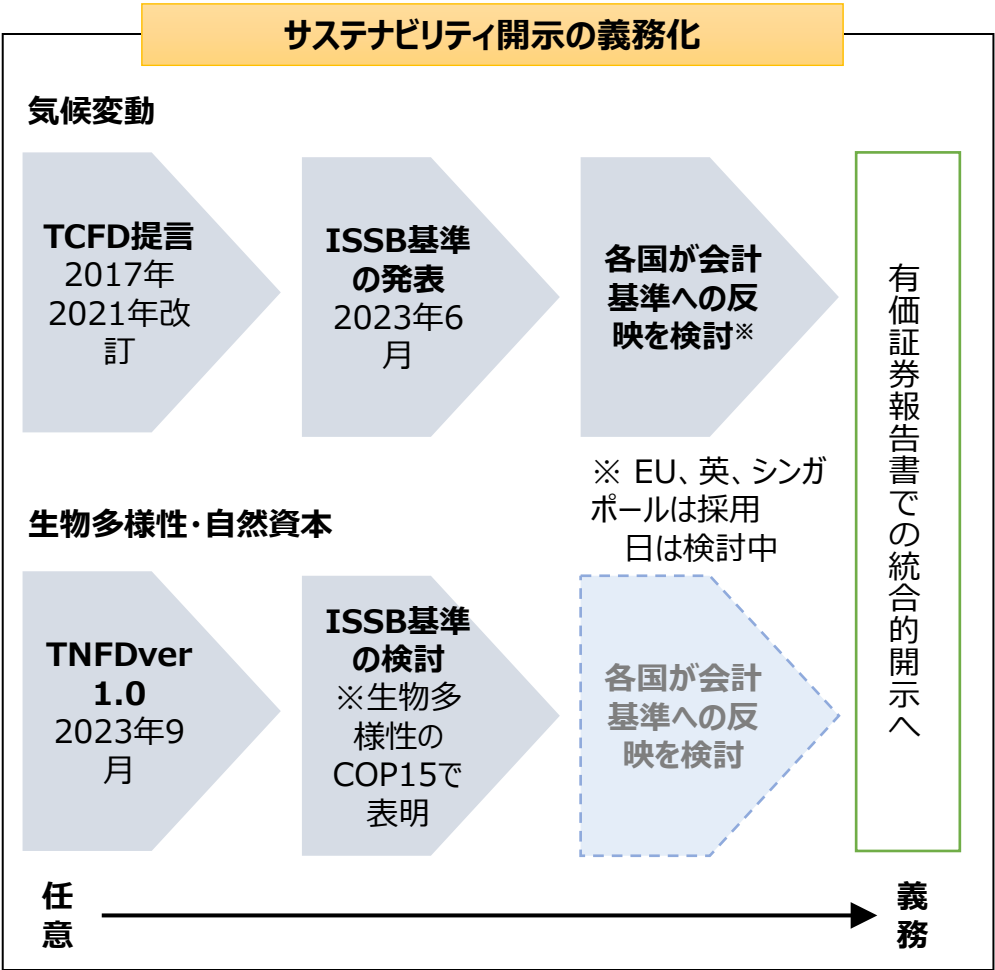
- 1 国際的なマーケットに向けた取組（環境等配慮）
環境や人権に配慮した原材料調達、栄養や健康に配慮した食品の供給、製造等における環境負荷低減 等
- 2 世界の食市場の確保（安保）
日本の食産業の海外展開、加工食品の輸出拡大 等
- 3 新たな需要の開拓（安保）
新技術の活用、新ビジネスの育成、多様な業態との連携 等
- 4 原材料の安定調達（安保）
国産原材料の利用促進、農業と食品産業の連携強化、原材料調達の多角化 等
- 5 食品産業の生産性向上（人口減少）
AI、ロボット等の活用、付加価値の向上 等
- 6 食品産業の事業継続・労働力確保（人口減少）
事業承継の円滑化、中堅規模以上の企業の育成、外国人労働者の確保 等
- 7 食品分野の物流効率化（人口減少）
パレット、トラック予約システム等の活用 等

検討事項②（開催実績）

会議名	日時	テーマ	有識者
検討会	8月31日	検討事項（案）	
食料安全保障プロジェクトチーム	9月26日	原材料の安定調達	農林水産研究所 星野物産株式会社 カルビー株式会社
	10月24日	フードテック①	株式会社スペックホルダー TechMagic 株式会社 キュービー株式会社 株式会社NTTデータ経営研究所
	11月17日	日本の食産業の海外展開 加工食品の輸出促進 フードテック②	株式会社 UnlocX 合同会社シーベジタブル ZEROOCO 株式会社 愛知県食品輸出研究会 株式会社トリドールホールディングス マルコメ株式会社
環境等配慮プロジェクトチーム	10月6日	人権や栄養等に配慮した食品産業の取組	株式会社オウルズコンサルティンググループ 株式会社ニッスイ ILO駐日事務所 株式会社三菱UFJ銀行 味の素株式会社 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社
	11月2日	食品産業における環境負荷軽減の取組	株式会社ニューラル オイシックス・ラ・大地株式会社 明治ホールディングス株式会社
人口減少社会プロジェクトチーム	10月13日	食品分野の物流効率化	公益財団法人流通経済研究所
	11月10日	食品産業の生産性向上 事業継続	株式会社日本能率協会コンサルティング 相模屋食料株式会社 株式会社ベイシア 順天堂大学大学院医学研究科緩和医療学研究室 一般社団法人日本惣菜協会
	11月24日	食品産業の労働力確保	公益社団法人 国際人材革新機構 株式会社デリモ 株式会社ゆで太郎システム

環境①（めぐる情勢）

- **気候変動**に係る情報開示は、各国の会計基準に順次適用される予定。**生物多様性・自然資本**に係る情報開示も同様の流れの中、金融機関や大企業を中心に**環境課題に関する非財務情報開示**に対応。
- 中堅・中小を含めた食品企業の持続可能性に配慮した経営（サステナブル経営）を進めるため、「**食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス**」を策定。（2023年3月）



食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス	
章	概要
I. はじめに	✓ サステナブル経営が必要とされる背景や、サステナブル経営を実践する際の重要なポイントを解説
II. サステナブル経営の重要なポイント	✓ 下記7つのESG課題別に、なぜ取り組むのか（課題と食品企業の関わり）、何に取り組むのか（目標の設定）、どうやって取り組むのか（取組の方法）を解説
III. ESG課題別目標設定と取組の方法	入門～応用編 <多くの食品企業に共通して特に重要なESG課題> ①気候変動 ②人権尊重
	<法令によって対応が求められているESG課題> ③食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル ④脱プラスチック、容器包装リサイクル
	応用編 <企業によって重要性が異なるESG課題> ⑤自然環境・生物多様性の保全 ⑥アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制 ⑦消費者の健康・栄養
IV. ESG課題別情報開示の方法	入門編 ✓ 顧客企業である大手食品企業向けの情報開示の考え方を解説
	応用編 ✓ 社内外の幅広い利害関係者向けの情報開示の考え方や上記7つのESG課題別の特徴的な開示項目を解説
付録：目標設定・開示事項参考集	応用編 ✓ 国内外の基準・イニシアチブ等が定める、ESG課題別の目標設定・情報開示項目の例を記載



検討会・PTでの主な意見

1. 環境を含むサステナビリティ課題の国際的な評価の向上

（主な意見）

- 日本企業の環境課題に関する評価が世界的企業に比べて劣後する中、**気候変動**については、生産現場まで含めた**バリューチェーン全体で対策**を打っていくことが必要ではないか。また、**生物多様性**についても、TNFD（自然資本関連財務情報開示タスクフォース）が提言を公表したことで、一番に投資家から開示を求められるのは農林業・食品業界であることから、気候変動と同様に、**バリューチェーン全体での対策と情報開示への対応**を早急に始めることが必要ではないか。

2. 中小企業における対応の遅れ

（主な意見）

- 中小企業は、人的な限りもあり、自ら率先して環境問題等への理解や取組を進めることが困難であることから、サステナブル経営に関するガイダンス等の普及に向けた地方でのセミナー開催など**行政のサポート**が必要ではないか。
- 環境分野について、地域でフォーラムを開催するなど、金融機関の取組が進んでいることから、中小企業の取組を進めるためには、**地方の金融機関への働きかけ**や、日本商工会議所や地方の食品産業協議会等の**ネットワークを活用した啓発**等が重要ではないか。

3. CFP（カーボンフットプリント）等による消費者への理解の促進

（主な意見）

- 環境等への配慮の取組するなどを浸透・定着させていくためには、CFPのような**消費者を巻き込んだ取組・仕組**が重要ではないか。
- CFPについて、表示等の基準が国内にはないことから、フードサプライチェーンの環境コミュニケーションの実効性を高めるための**算定ルール、表示の在り方等の検討・標準化**が必要ではないか。また、乳製品のCFPの計算方法については、既に算定に挑戦している企業がいることが、ルール形成に日本が入っていく近道であり、こうした挑戦を**農林水産省がサポート**していくことが必要ではないか。

人権①（めぐる情勢）

- 国際的に企業への人権尊重を求める声が高まる中、2011年、国連人権理事会において、「**ビジネスと人権に関する指導原則**」が、我が国を含む全会一致で支持。
- 食品産業における人権配慮の取組を推進するため、2023年12月に**食品企業向け人権手引き**を公表予定。

「ビジネスと人権に関する指導原則」概要

1 人権方針の策定

企業は、人権を尊重するというコミットメントを企業方針として発信する。

指導原則 16



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

企業は、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する。

指導原則 17~21



3 救済メカニズム

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力する。

指導原則 22



注）「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

国連ビジネスと人権作業部会ステートメント （2023年8月4日）

作業部会は、農林水産省が食品業界のサプライチェーンにつき、人権デュー・ディリジェンスガイドラインの策定を予定していること、……など、**積極的な取組を知ることでき、嬉しく思います。**

食品産業向け人権手引きの策定

1. 概要

- 食品関連企業から、「人権対応について、何から取り組めばいいのかわからない」との声。
- こうした声を踏まえ、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、食品企業向けに特化した手引きを策定。

2. スケジュール

- 食品関連企業への人権対応調査や意見聴取を踏まえ、手引きを策定し、**12月に公表予定。**
- 手引き公表後は、全国でのセミナー実施等により企業に周知し、活用を促進していく予定。



検討会・PTでの主な意見

1. 国際的指標で日本企業が低評価

（主な意見）

- 人権への対応が遅れると、企業の業績や価値にも重大な影響が及ぶが、**CHRB**（Corporate Human Rights Benchmark）での**日本企業の多くは低評価**となっていることから、人権侵害を防止・軽減する具体的な取組も含めて、**企業における人権の取組を推進**することが必要ではないか。

2. 食品産業特有の問題が存在

（主な意見）

- 食品のサプライチェーンは長くて複雑であることから、業界団体やサプライチェーン全体で取り組んでいくことが課題であり、農林水産省が策定する食品企業向けの**手引きの周知**を広く行うとともに、実践面で先行した企業の事例等の**情報提供**を行っていくことが重要ではないか。
- 食品産業は、国内外の原材料の調達先に対して、人権尊重の目を向けていかざるを得ない現状にあることから、農業・食品産業の業界団体が主導し、商社・NGO等のサプライチェーン上のステークホルダーともそれぞれ連携しながら、**個々の調達先事業者に対して人権尊重の取組を推進**していくことが必要ではないか。

3. 中小企業における対応の遅れ

（主な意見）

- 中小企業は、人権の取組に対応するリソースや人材も不足していることから、大企業の参加も促しつつ、業界団体として、ガイドラインの策定など**人権尊重の理解促進**、社会保険労務士と提携した**サポート体制の整備**等が必要ではないか。

4. 消費者理解の促進

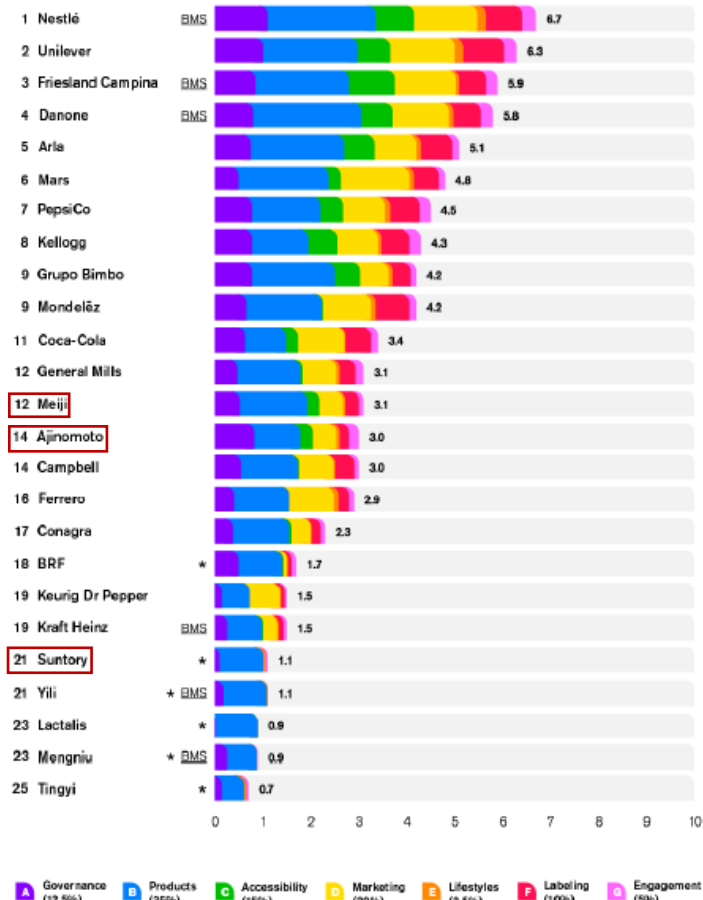
（主な意見）

- 手引きや対話等の政策的なものも必要だが、消費者の製品選択の推進などの取組との連携が必要ではないか。

健康・栄養①（めぐる情勢）

- オランダの非政府組織が、Access To Nutrition Initiative(**ATNI**)として、世界大手食品・飲料製造企業の**健康と栄養に係る企業方針や取組、実績等**について指標として**評価**。本指標への機関投資家の注目度は高い。
- 2016年に、官民連携で栄養改善事業を推進する「**栄養改善事業推進プラットフォーム**」（NJPPP）を設立。NJPPPは、開発途上国・新興国の人々の栄養状態の改善に取り組みつつビジネス展開を目指す日本の食品企業を支援。

ATNIの評価（2021年）



NJPPPの取組

1. NJPPPの主な活動

- ・ 栄養改善に関する国内外の情報収集、国際機関や途上国政府等とのネットワーク構築
- ・ 食品企業向けセミナーの開催（先進事例の紹介、最新の情報提供等）
- ・ 会員企業のビジネス案件形成のための調査・実証への支援

2. 会員企業・団体

味の素（株）、キッコーマン（株）、（株）サカタのタネ、（株）明治、日清食品ホールディングス（株）等 100企業・団体（2023年8月時点）

3. 野菜を使用したミールキットによる栄養改善プロジェクト（インドネシア）

- ・ (2021年度) 野菜摂取に関する調査を実施。野菜摂取の重要性への認識が低い人の割合が多いことなどが示された。
- ・ (2022年度) 野菜を使用したミールキットを配布して、野菜摂取の行動変容への影響とミールキットの受容性を調査を実施。野菜の摂取頻度・摂取する食材の種類の増加傾向が見られ、ミールキットの嗜好性も高い評価を得た。



提供されたミールキット



試食の様子



検討会・PTでの主な意見

1. 栄養分野における日本企業の国際的な評価の向上

（主な意見）

- オランダの**ATNI**（Access to Nutrition Initiative）での**日本企業の評価は低い順位**にあり、企業評価にも影響するおそれがあることから、**日本は食と健康の優良国**であることをしっかりとエビデンスベースで**発信**することが必要ではないか。
また、食は非常に地域性が高いため、日本の食生活の実態を考慮した日本版の栄養プロファイリングシステムなど、**日本の地域性に基づいた仕組や枠組**をエビデンスベースで**発信**しつつ、グローバルに**相互認証**させることも重要ではないか。
- ATNIの評価基準の見直しについて、農林水産省から**ATNIへの働きかけ**を引き続き実施すべきではないか。
- 食がグローバル産業になってきている中、健康・栄養を含めた国際的なルールメイクの動向にアンテナを張ることや、こうした**ルールメイク**に**インサイダー化**していくことが重要ではないか。

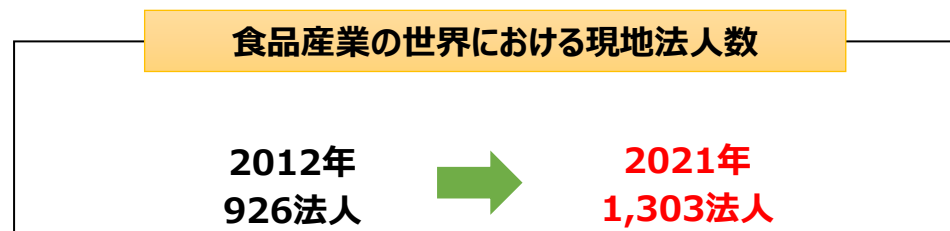
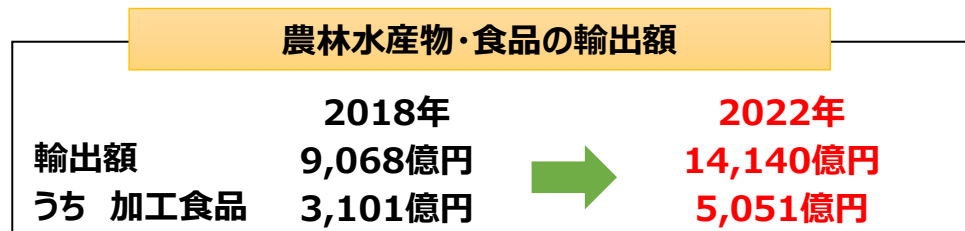
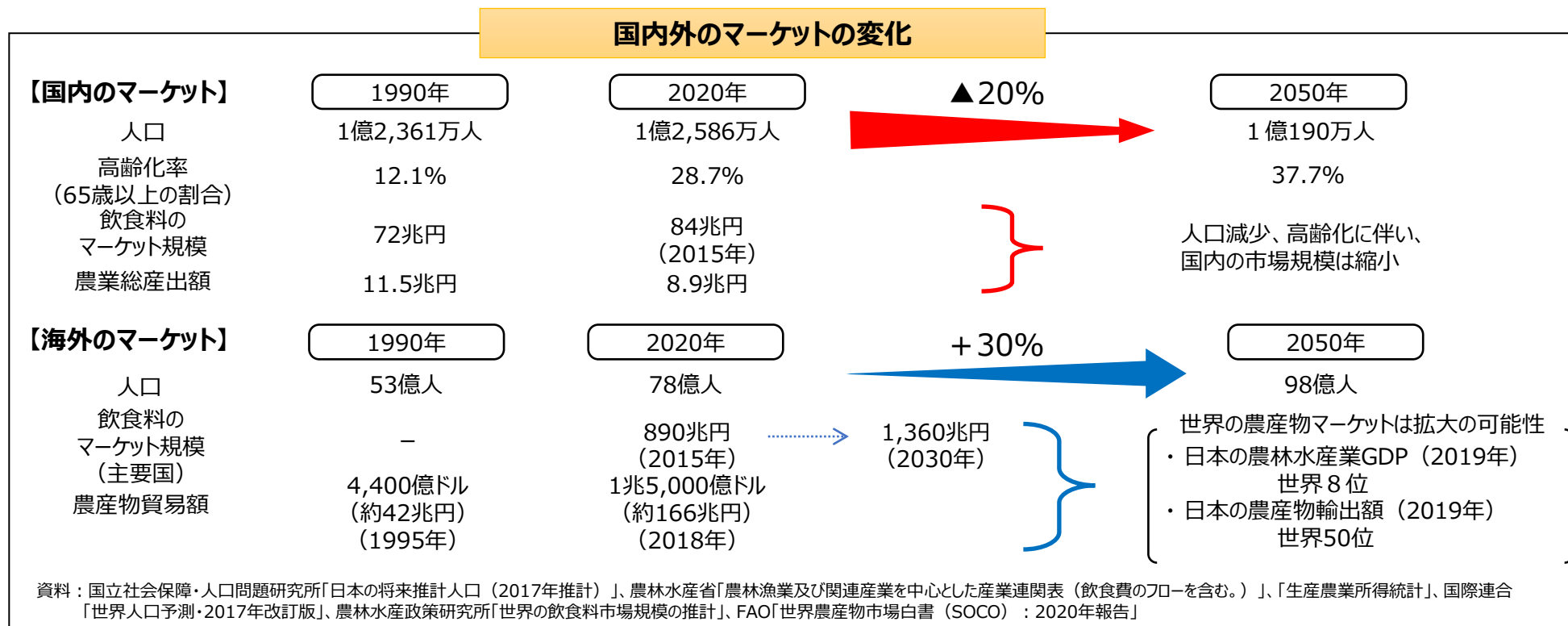
2. 官民連携による食と健康・栄養に関する情報収集・発信

（主な意見）

- 民間では入手することが難しい国連等の情報について、**農林水産省が先進的に情報**を取り、**民間に共有**すべきではないか。
- 栄養改善事業推進プラットフォームの活動を通じて、日本の食と健康に関するエビデンスや企業の取組について**情報発信**を行っていくべきではないか。

海外展開・輸出拡大①（めぐる情勢）

- 国内の食市場は、人口減少や高齢化に伴い、縮小する一方、**世界の食市場**は、人口増加等に伴い、**拡大**する可能性。
- 2022年の農林水産物・食品の輸出額は、14,140億円であり、そのうち加工食品の輸出額は、5,051億円。また、我が国の食品産業の**海外展開**は、今世紀に入ってから**アジア市場を中心に本格化**し、現地法人数は、2021年で1,303社。





検討会・PTでの主な意見

1. 業界一体となった輸出の取組など中小企業でも取り組むことができる環境整備

（主な意見）

- 加工食品の多様性を生かし、地域商品の一体的な輸出など**関係者が協調**して取り組むことができる仕組みが必要ではないか。また、オールジャパンで海外での販路開拓等を行う**団体の組織化**等が必要ではないか。
- 農林水産物・食品の輸出額目標 2 兆円の達成に向けては、中小企業の掘り起こしが必要であるが、通関手続き、現地での流通、代金決済等が問題となってくることから、**商社を紹介できるサポート人材**等が重要ではないか。
- 中小・ベンチャー企業は、人的な限りもあることから、中小企業等が海外展開を行う際は、相手国の規制、通関時のトラブル、**現地でのマイナールール等への対応**のサポートが必要ではないか。

2. 相手国の規制やニーズ等への対応

（主な意見）

- 各国の規制に対応した**国内での施設整備や商品開発**、各国の**食品添加物の規制や商習慣の情報提供**等が必要ではないか。
- 成田地方卸売市場は、国内初の農林水産物・食品のワンストップ輸出拠点機能を備えた施設であることから、農林水産・食品業界の**利用を促す施策**、香港等の**バイヤーが施設に常駐する仕組み**等が必要ではないか。

3. 現地での対応

（主な意見）

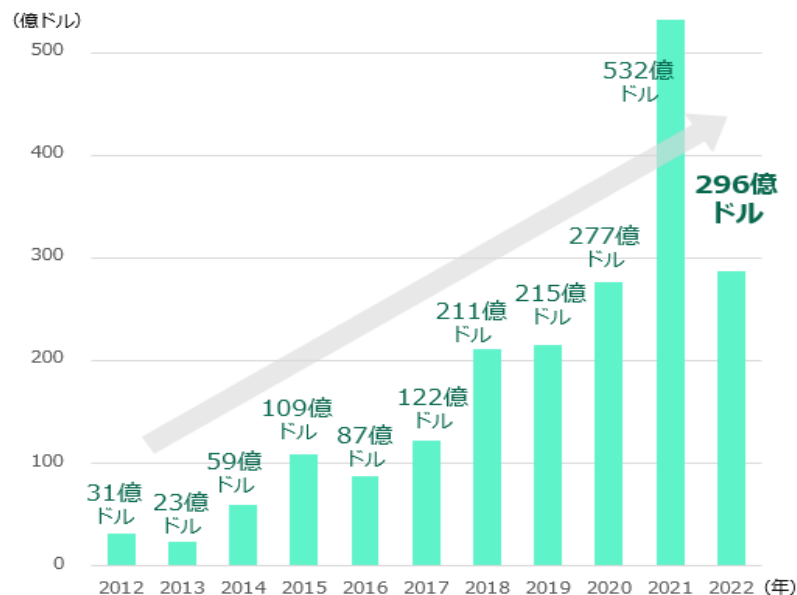
- 海外ではコールドチェーンが未整備であることから、日本として、**冷凍技術や車両管理等のシステムを輸出**すべきではないか。
- スムーズな海外展開を図るためには、現地のコネクション・ノウハウを持つ**現地パートナーと一緒に**、立地戦略、店舗設計、マーケティング、商品開発等が必要ではないか。

フードテック①（めぐる情勢）

- 新技術を活用した新たなビジネスの創出への関心が高まっており、**フードテック分野への投資**も増加。
- 日本においても、大豆等の**植物性タンパク質**を用いた食品の開発・販売や、**AI調理ロボット**の開発など、新たなビジネスが進められている。

世界の投資額の推移

- ◆ フードテックの投資額は**過去10年で約10倍に増加**。
- ◆ 日本への投資額は6,780万ドルに留まっている（米国：124億ドル、インド：27億ドル、中国：13億ドル）。



※2022年はウクライナ侵攻に伴う影響によりスタートアップ投資の市況が悪化。

出典：AgFunder “2023 AgFunder AgriFoodTech Investment Report”,
“2023 Asia-Pacific AgriFoodTech Investment Report”

日本発のフードテック

大豆を用いたタンパク質需要へ対応 DAIZ株式会社

- ◆ 大豆の発芽技術を活用することで、風味や食感を食肉に近づけた植物肉を開発。
- ◆ 世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。



発芽大豆素材を用いたタコス

AI調理ロボットで人手不足を改善 TechMagic株式会社

- ◆ 自動で食材を用意して調理、盛り付け、洗浄まで行うAIロボを開発した。
- ◆ 外食産業では人件費がコストの3割を占めるなか、ロボットで飲食店の経営改善を目指している。



パスタ調理ロボット



検討会・PTでの主な意見

1. 関係機関の連携によるオープンイノベーションの推進

（主な意見）

- フードテック分野は奥が深く、幅も広いことから、新たな製品やビジネスモデルを作るためには、企業、研究機関、大学、病院などの**様々な機関と連携**することが重要ではないか。
- オープンイノベーションの推進においては、人材の発掘と育成、資金源の確保、知財の取扱い、中立的な推進母体、社会実装までの支援、オーナーシップを持ったプレイヤーの確保等が課題ではないか。

2. 日本のフードテック企業への投資の加速化

（主な意見）

- 日本のフードテック企業は、生産規模が小さく、効率化できていないため、黒字化が厳しいことから、他国を参考にしながら、**海外から資金を集める仕組み作り**が必要ではないか。
- 農業法人がフードテックやスマート農業を更に推進していく際の資金調達において、**農林水産系投資ファンドの積極的な活用、国内外の投資家とのマッチング**等を推進していくべきではないか。

3. 地域の有望な中小企業の掘り起こし及び大企業等との連携

（主な意見）

- 各地域の企業には、世界に通用する技術があり、こうした**企業を発掘し、大企業や資本家とマッチング**していくことが重要ではないか。
- スタートアップについて技術はあるが、ビジネスになるまでの時間がかかり、特に地方のスタートアップは、人材を含めたリソースに余裕がないことから、**事業会社からの出資**や、事業会社との生産技術、原価低減といった分野での**協業**等が必要ではないか。

4. 日本の強みを活かした海外展開

（主な意見）

- 日本食のグローバル化に向けては、先端技術と伝統技術を掛け合わせ、共創プロジェクトや地域単位での新たなバリューネットワークなど新しいことに挑戦できる場と仕組み作りによって、日本の**スタートアップの海外展開**や**加工食品の輸出**等を図ることが必要ではないか。

5. 消費者理解の促進

（主な意見）

- ゲノム編集等の新技術に対しては、**消費者への適切な情報提供**を行い、不安解消を図るためにも、双方向のコミュニケーション、適切な表示、行政からの発信等が重要ではないか。

原材料の安定調達①（めぐる情勢）

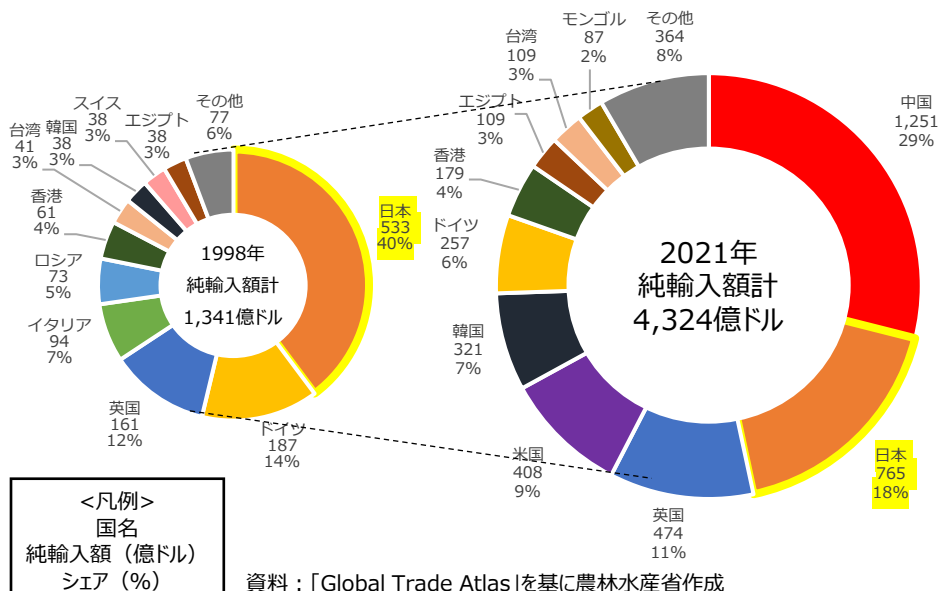
- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、豊作と高温乾燥等による不作により価格の**不安定性が増加**。世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降の方が平均的に上昇。
- 1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、**プライスメーカー的な地位**であったが、近年はその地位が**低下**。現在は中国が最大の純輸入国となっており、輸入全体に占める日本の割合も低下。

穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）

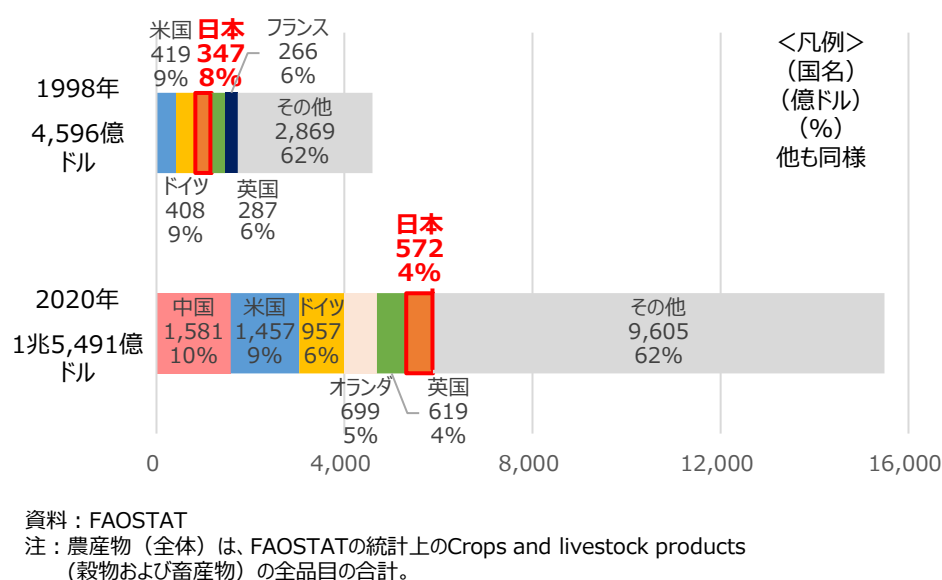
	1998～2007年平均価格		2009～2021年平均価格
大豆	240.2		412.7
小麦	136.5		210.9
とうもろこし	104.6		180.6

資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。

農林水産物純輸入額の国別割合



輸入全体に占める日本の割合



原材料の安定調達②（検討状況）



検討会・PTでの主な意見

1. 企業による農業者支援など農業と食品産業の連携強化

（主な意見）

- 持続的な馬鈴薯調達においては、契約栽培による安定調達、生産支援やコントラクターの展開等による企業の農業者支援など、**生農工商一体となった取組**が必要ではないか。
- 国産原材料の一層の調達にあたっては、生産サイドにおいても、品質・量の両面において**国産農林水産物の安定的な供給**を実現し、価格面においても中長期的に**国際的な原材料価格として競争できるような体制**が必要であり、こうした課題解決につながる**食品事業者と農業との連携強化**の取組を一層推進することが重要ではないか。
- 原材料の安定調達に向けては、例えば、全量買取や規格外商品の購入のような生産者のリスクを軽減する仕組など、**生産者と安定的な契約をできる仕組**を作ることが重要ではないか。

2. 安定的な国産原材料の調達

（主な意見）

- 国産小麦等については、豊凶により質と量が大きく変化することから、製粉・製麺メーカー等においては、乾燥施設の整備等により**品質の変化に対応**するとともに、保管場所や資金の確保により**在庫を活用して量の安定**に対応することが必要ではないか。
- 使いやすい1次加工済みの国産農産物を流通させるためにも、中小企業が共同利用できる国産農産物を**洗浄・加工・保管する施設を導入**すべきではないか。
- 国産農産物を無駄なく消費者に届けるためにも、保管・保存・流通において、技術開発や必要な施設整備、システム投資が必要ではないか。

3. 今般の国際情勢の変化への対応

（主な意見）

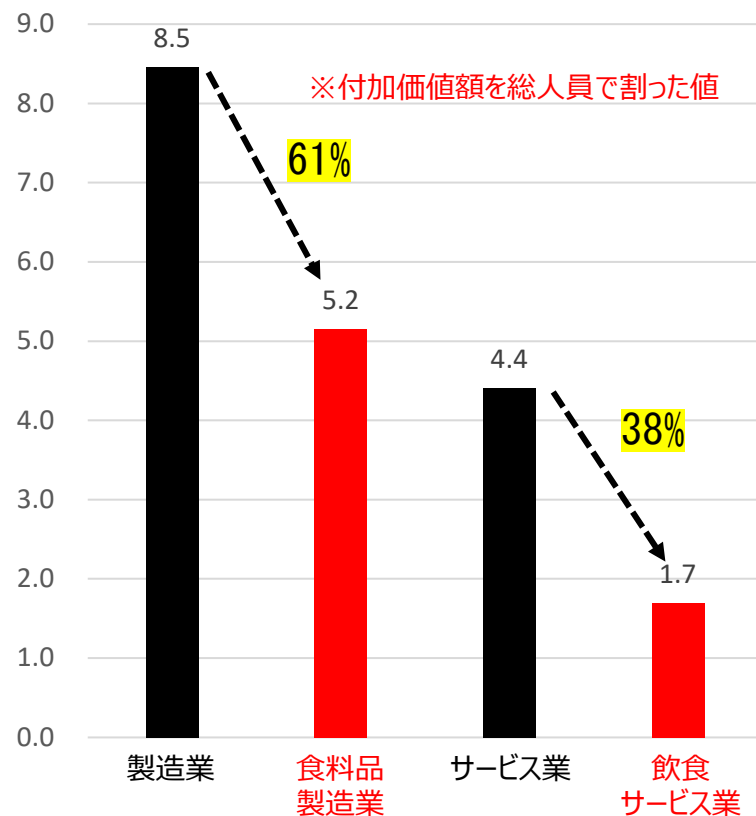
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法については、2024年6月30日に適用期限を迎えるが、**今般の国際情勢の変化に対処できていない**という課題を踏まえた検討が必要ではないか。また、**国産原材料の安定調達**とともに、**国際的な調達の多角化**も併せて検討することが必要ではないか。

生産性・付加価値の向上①（めぐる情勢）

- 食品産業は、一般的に労働集約型産業であることから、他産業と比べて**労働生産性が低い状況**。また欠員率も高く、食品産業の人員確保は依然として厳しい状況。
- 産業全体と食品産業を比較すると、食品産業の**賃金が安い**。

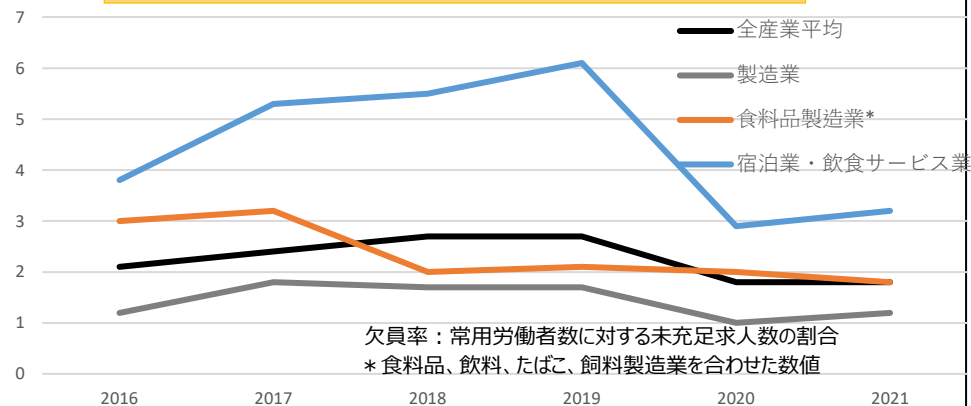
食品産業の労働生産性（2021年）

（1人当たり年間付加価値額 単位：百万円）



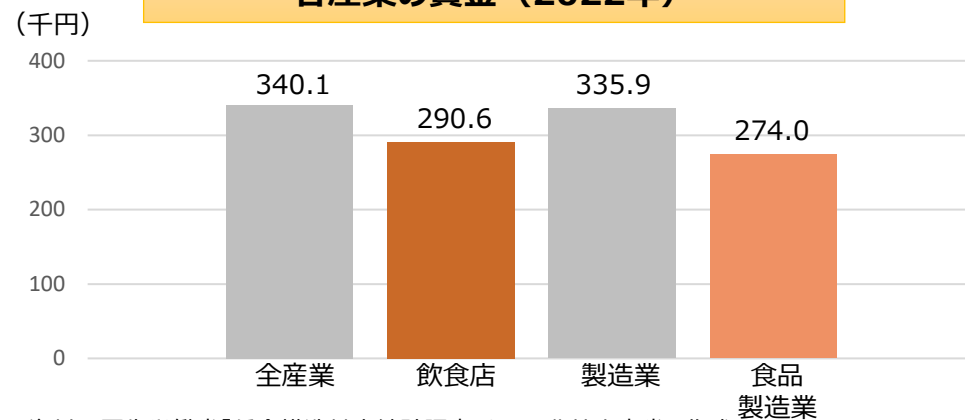
資料：財務省法人企業統計（2021年度）を元に農林水産省で作成

各産業の欠員率（2021年）



資料：厚生労働省雇用動向調査を元に農林水産省で作成

各産業の賃金（2022年）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を元に農林水産省で作成



検討会・PTでの主な意見

1. 業界・業種を超えた連携の推進

（主な意見）

- 食品業界は個社対応で進む傾向があるため、**業界横断的な課題は、垂直・水平の考え方**で対応策を検討・検証していくことが必要ではないか。
- 人手不足が進む中で事業経営を続けていくためには、**ロボットやAI技術の活用**、自社だけでは実現できない**物流部門**への投資など、同業他者同士で**協調する領域**を見出していくことが必要ではないか。
- ものづくりと同様、物流配送においても省力化・共同運用を行っていく必要があるが、中小企業も多くて設備投資に至らないことから、利他の連鎖により**関係者全員で設備投資の開発や投資**を行っていくことが必要ではないか。

2. 作業の標準化・汎用化

（主な意見）

- 自社作業を特殊なものとし、**安価で標準化**されたロボットの導入、ロボットが使いやすいクレートの統一、食品規格書の**電子化・標準化**等が必要ではないか。

3. 新たな技術や手法の活用

（主な意見）

- 流通全体の**工数削減などの効率化と産地情報の提供**などを両立しながら、QRコード・RFIDタグシステム、情報提供フードチェーン、AIカメラによる需給予測システムの導入を図ることが必要ではないか。

4. 中小企業への投資の促進

（主な意見）

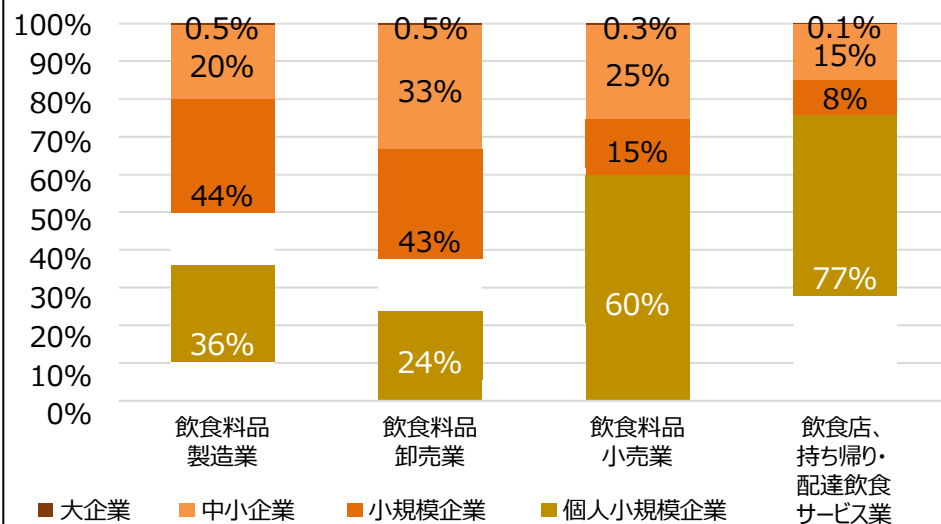
- 人手不足が深刻化する中、生産性向上に向けての投資は欠かせないことから、地方の中小企業向けの補助金や税制、金融が措置されているが、これらの**支援措置の継続**が必要ではないか。

事業継続・労働力確保①（めぐる情勢）

- 飲食品の製造業、卸売業、小売業、外食業のいずれにおいても、**小規模企業が大半**。また、**経営者の3～5割程度が70歳以上**であり、事業承継についても、「今は考えていない」、「その意向はない」事業者の割合は5割以上。
- 技能実習生約33万人(2022年6月)のうち、食品製造関連は約6.4万人。特定技能者約19万人(2023年9月末)のうち、飲食料品製造業分野は約5.6万人、外食業分野は約1.1万人。食品産業においても**外国人材の活用が進行**。

食品産業の業界構造

【食品産業の企業の規模別構成（2016年）】



資料：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」

【事業承継の意向】

	食料品製造業	飲食料品卸売業	飲食料品小売業	飲食店
今は考えていない	37.7%	40.7%	37.8%	56.0%
その意向はない	17.0%	17.9%	32.0%	21.4%
その他	45.3%	41.4%	30.2%	22.6%

資料：R3中小企業実態基本調査

食品産業における技能実習及び特定技能の活用状況

	技能実習	特定技能		各業界における外国人材の考え方
		1号	2号	
飲食料品製造業	○	○	○	- 生産性向上や国内人材の確保をしてもなお、人手不足が深刻であり、技能実習や特定技能の外国人材が重要。 - 今後、外国人材の採用コストや育成コストがかさみ、新制度下において人材の奪い合いが起こる可能性への懸念がある。
外食業	×	○	○	- 生産性向上や国内人材の確保をしてもなお、人手不足が深刻であり、特定技能の外国人材が重要。 - 技能実習制度への職種追加に向けて検討中。
食品小売業	×	×	×	- 現状、正社員、パート・アルバイトとも、24%程度の人員不足。（バックヤードの「そう菜製造」及び「パン製造」は、食品製造関係の技能実習として外国人を受入れ。） - スーパーマーケット業界は特定技能制度への追加認定を要請中。
食品卸売業	×	×	×	特定技能制度の対象業種になっていないが、倉庫での仕分けやピッキング等について、今後、特定技能対象業種として検討。



検討会・PTでの主な意見

1. 事業構造の見直し

（主な意見）

- 中小企業の生産性が悪い1つの要因は、**間接部門**がそれぞれの会社にある点であり、事業承継等により、間接部門を本社に集約する一方、各工場は生産に特化するなど、生産性向上を図るために、**事業構造自体を変えていくことが必要ではないか。**

2. 労働安全への対応など労働環境の改善

（主な意見）

- 日本人と外国人に関係なく、**労働の安全性を平等に確保**していくことが必要ではないか。また、食品産業は決して危険な職場というわけではないが、若い人であれば問題の無い作業でも、高齢者は反応が遅れて事故につながるため、**高齢者向けの安全対策**が重要ではないか。

3. 外国人材の確保に向けての業界一体となった受入体制の強化

（主な意見）

- 国土交通省の所管の建設業が参考になるが、業界として、**共通の行動規範**を立てるとともに、外国人材が安心して働けるよう、**受入体制の整備**を図ることが重要ではないか。

4. 外国人労働者への教育

（主な意見）

- 日本人アルバイトの採用が難しくなっていることから、日本人も一緒に働ける職場環境の整備を図るためには、**外国人材の日本語能力の強化**が必要ではないか。
- 事故が起きないよう外国人向けのマニュアルを母国語で作成しているが、思い込みにより、日本人では考えられないような事故が起きていることから、**マニュアルを無視した事故への対応**が課題ではないか。

5. 外国人材の確保に向けての地方自治体との協力

（主な意見）

- 食品産業は労働力を一度に同じ地域に集める必要があり、多くの外国人を雇用することは地域の抵抗が大きいことから、**地方自治体との協力体制**を持って外国人材の受入を実施していくことが課題ではないか。
- 転籍が可能になることで、都市部に外国人労働者が流出し、格差がさらに広がる可能性があることから、地方自治体と一緒に**地方や企業の魅力を発信**することが必要ではないか。

物流①（めぐる情勢）

- 物流の中でも、農産物・食品流通は**物流事業者の負担が多い**物品。
- 輸送力不足に対応するため、「**物流革新に向けた政策パッケージ**」に基づき、物流の適正化・生産性向上に関する「**自主行動計画**」を2023年内に作成中。（業界・分野別）

農産物・食品流通の特徴

- 農産物・食品流通は、**トラックによる輸送が97%**。
- 特に、生鮮食品の輸送では、次のような特徴。
 - ① 手積み、手降ろし等の**手荷役作業が多い**。
 - ② 出荷量が直前まで決まらないこと、市場や物流センターでの荷降ろし時間が集中することにより、**待ち時間が長い**。
 - ③ 品質管理が厳しいこと、ロットが直前まで決まらないこと等により、**運行管理が難しい**。
 - ④ 産地が消費地から遠く、**長距離輸送が多い**。
→ 輸送費の引上げだけでなく、**取扱いを敬遠**される事例が出てきている。

荷主事業者による「自主行動計画」の策定 （～2023年12月）

○ これまでの経緯

2023年

- 6月 「物流革新に向けた政策パッケージ」策定
「ガイドライン」策定
農林水産省所管業界向け説明会（2回開催）
- 7月 加工食品分野の自主行動計画モデルを提示
- 9月 青果物分野の自主行動計画モデルを提示
花き分野の自主行動計画モデルを提示
- 10月 「物流革新緊急パッケージ」策定

○ 取組状況

- ・荷主団体等に対し、自主行動計画の取組状況についてアンケート調査を実施。
2023年10月時点では、29団体から「年内に作成見込」（団体、会員事業者等において作成見込）、18団体から「検討を開始」との回答。
- ・2023年12月11日時点で、即席食品、パン、菓子、植物油、醤油、砂糖、でんぷん、食肉加工、乳製品、外食流通、食品卸、食品小売、肥料等の業界において「自主行動計画」を作成済み。

○ 今後のスケジュール

- 2023年12月末 政府HPにおいて公表
- 2024年初（予定）ガイドラインの遵守状況に関するアンケート調査



検討会・PTでの主な意見

1. 業界・業種を超えた連携の推進

（主な意見）

- 物流改革を進めていくためには、国や業界団体が関与しながら、同業他社や製配販が連携して物流標準化等を進め、**全体最適な物流を構築**することが必要ではないか。そのためには、多様な専門領域・考え方を持つ人材が必要であり、**業界での人材育成・人事交流**が重要。
- 生産者・メーカー・卸売業者・小売業者それぞれの間の**垂直の業務連携**と、同業者の間の**水平の業務連携**を図ることが必要ではないか。

2. 物流情報の完全なペーパーレス化とデータ連携

（主な意見）

- 配送ついて、ペーパーレス化は困難な課題であるが、製造メーカー、小売業者が個々で取り組むのではなく、各省庁等も連携して、**国全体で推進**していくことが必要ではないか。
- アナログから**デジタル化を推進**するとともに、個別に導入されたシステムをつなぎ、データが供給できる**業界標準エコシステムを構築**することが必要ではないか。

3. 物流作業の標準化・省力化・自動化

（主な意見）

- 流通分野での標準化については、通い箱や**データ交換方式の標準化**がすべてのスタートになっていることから、データ交換方式、コンテナやクレート、ドーリー等の**物流資材の標準化**が必要ではないか。
- 物流の効率化を進める際には、生産現場のみならず、食品メーカー、卸、小売等の**サプライチェーン全体での理解醸成や、シンプルな流通・物流の実現**、具体的には、等級・規格の集約・簡潔化が必要ではないか。

4. 新たな流通ネットワークの再構築

（主な意見）

- 今後は、市場流通の重要性という点を活用して、**全国的なネットワークの再構築、施設整備**が必要ではないか。
- 消費地である関東圏・関西圏での**物流拠点の整備**、鉄道やフェリーへの**モーダルシフト**を推進していくべきではないか。

今後の進め方①

- 食品産業をめぐる課題は、**環境、人権等のように国際的な評価に関わる、海外展開、フードテック、原材料の安定調達等のように中長期的に影響を及ぼす、生産性の向上、事業継続、物流等のように関係事業者間の協調等が必要等、多様な状況。**
- 課題の性格や進捗状況等も考慮しながら、**各課題にどのようにアプローチしていくのか、合意形成できるよう議論。**

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
1 環境、人権、健康・栄養 ○ 気候変動・生物多様性や人権、健康・栄養は、食料システム全体で取り組む必要。国際的にも評価・資金調達等、影響の裾野が大きい課題。 ○ 現状では国際的な評価は低位。	○ 環境負荷の軽減、食料安全保障等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。 ○ 加えて、これらの課題（左記1～4）は海外の動向（国際的なルール形成など）が大きく影響するものであり、企業価値を含めた国際的な我が国の評価、食料安全保障の確保を含めた中長期的な影響等への考慮が必要。 ○ これらの課題への対応については、国としての対応方針を示し、国がイニシアティブをとって、ルール形成に積極的に関与することが必要ではないか。 ○ その上で、国内の食品企業に対して、必要な支援を講じつつ、自主的な取組を促していくこととしてはどうか。
2 海外展開・輸出拡大 ○ 各国の規制等への対応は政府レベルでの取組が不可欠。食料安全保障を進める上では、海外市場の取込みは必須。 ○ 特に海外展開は、他の製造業に比べても低位。	
3 フードテック ○ 各国での投資が活発化。研究、商品化等のオープンイノベーション、資金面での関係業界との連携等、中長期的な対応が必要。 ○ 現状では国際的に後塵を拝する状況。	
4 原材料の安定調達 ○ 農業との連携強化、国産原材料の利用促進等、食料安全保障を強化する上で不可欠な取組。 ○ 輸入原材料調達の多角化と併せて、今後強力に推進することが必要。	

今後の進め方②

各課題の性格、進捗状況等	各課題へのアプローチ（議論のたたき台）
5 生産性・付加価値の向上 ○ 人口減少が進む中、ロボット・AI、デジタル化、物流効率化等、関係業界が協調して開発・投資を進める取組が必要。 ○ 特に食品産業の大宗を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。	○ 食料安全保障、人口減少社会等への対応を考慮すると、食品産業の持続的な発展のためには不可避な課題。
6 事業継続・労働力確保 ○ 経営層の高齢化、人口減少が進む中、中小企業から中堅企業への関係業界の構造強化、外国人材を含む労働環境の透明化等が必要。 ○ 特に食品産業の大宗を占める中小企業を含めた取組の促進が必要。	○ 加えて、これらの課題（左記5～7）は、個社の判断のみに任せていては対応が進まないものであり、関係業界での協調した投資・将来展望、物流業界との利害調整・協調した取組等の必要性への考慮が必要。
7 物流 ○ 食品産業のみならず物流業界を含めた「全体最適」が求められる課題。その実現のためには、今後、計画的で大きな投資が不可欠。 ○ 物流2024年問題を端緒に、取組が始まったばかりの状況。	○ これらの課題への対応については、食料システムの持続性を確保する観点から、国も一定の関与をしつつ協調して対応する食品企業の取組を評価し、必要な支援を講じつつ、自主的な行動や取組を促していくこととしてはどうか。

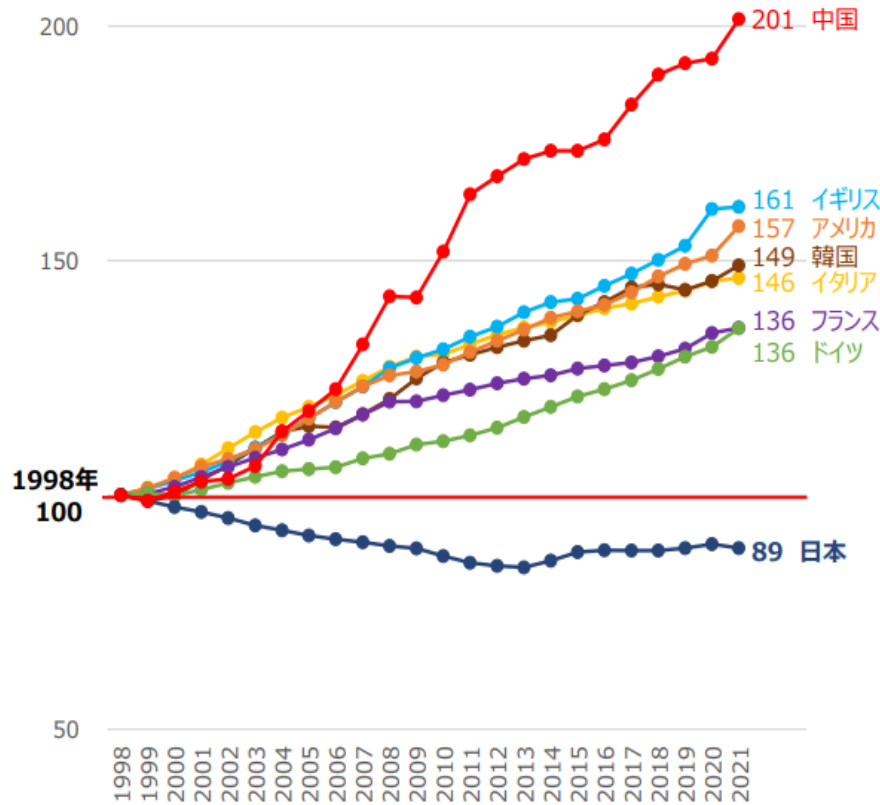
(3) 適正な価格形成

長期的な物価の動向



- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では**下降傾向**で推移している。
- 食料の**消費者物価指数**は、長期のデフレ下にあって、低位に推移していたが、**2014年以降上昇傾向**で推移している。

○各国におけるGDPデフレータの推移（1998年=100）

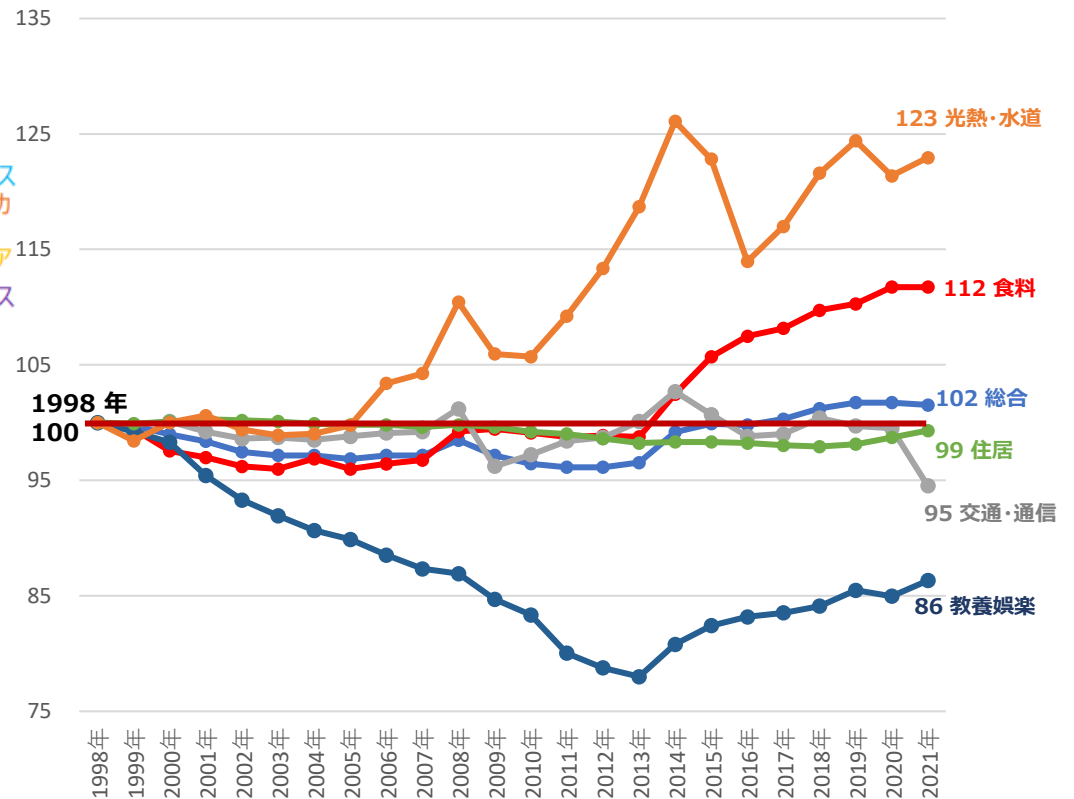


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターとは、（名目GDP）/（実質GDP）×100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算。

○消費者物価指数の推移(1998年=100)



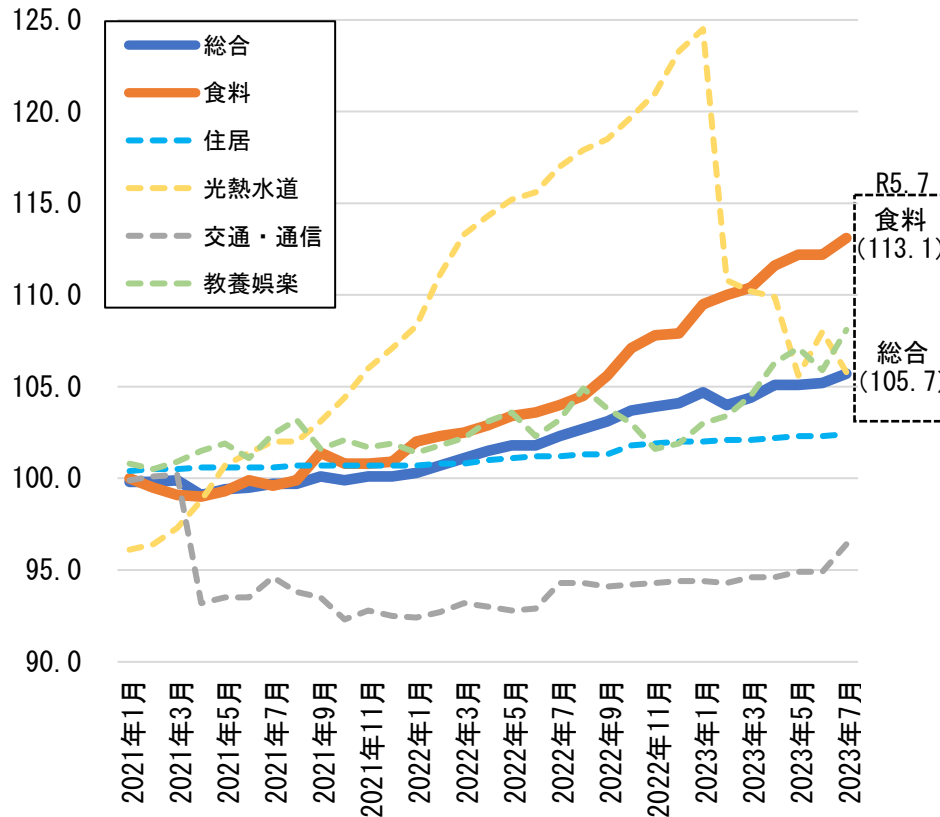
資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)

注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算

直近の物価の動向

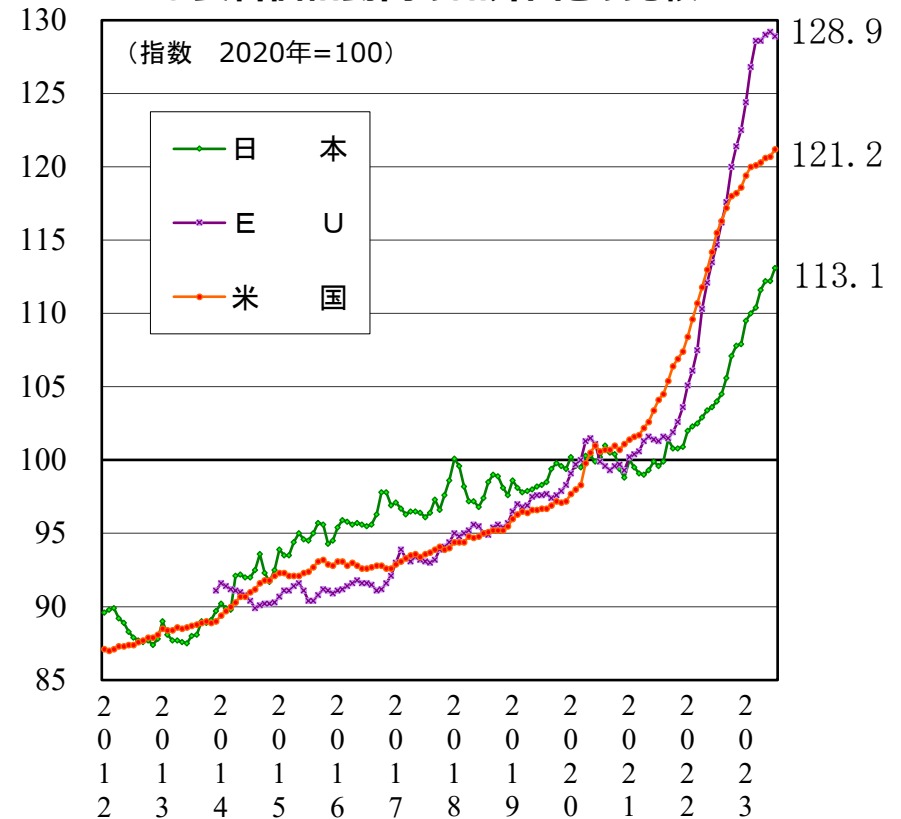
- 2021年9月以降、総合物価は上昇傾向。食料については、2021年9月以降、**一貫して総合物価を上回って推移**。
- 2023年7月時点で、EU（128.9）と米国（121.2）は、日本（113.1）と比して物価上昇が著しい。

○直近の国内物価の動向



資料：総務省「消費者物価指数」（2020年基準）を基に農林水産省作成

○食料価格動向の諸外国との比較



(出典) 日本：総務省「消費者物価指数」、EU：「EUROSTAT」、米国：米国労働省「LABSTAT」を基に農林水産省作成

注1：EUは2013年のクロアチア加入による第6次拡大後のデータを使用し、2020年2月以降は英国脱退後のデータを使用。

注2：日本の2014年4月及び2019年10月の上昇は主に消費税率引上げによるもの。

注3：日本は2021年8月に基準年を2015年から2020年に変更。

各国の出典の基準年はEUが2015年、米国が1982-84年であり、本資料の数値は農林水産省にて2020年を基準年として換算したもの。

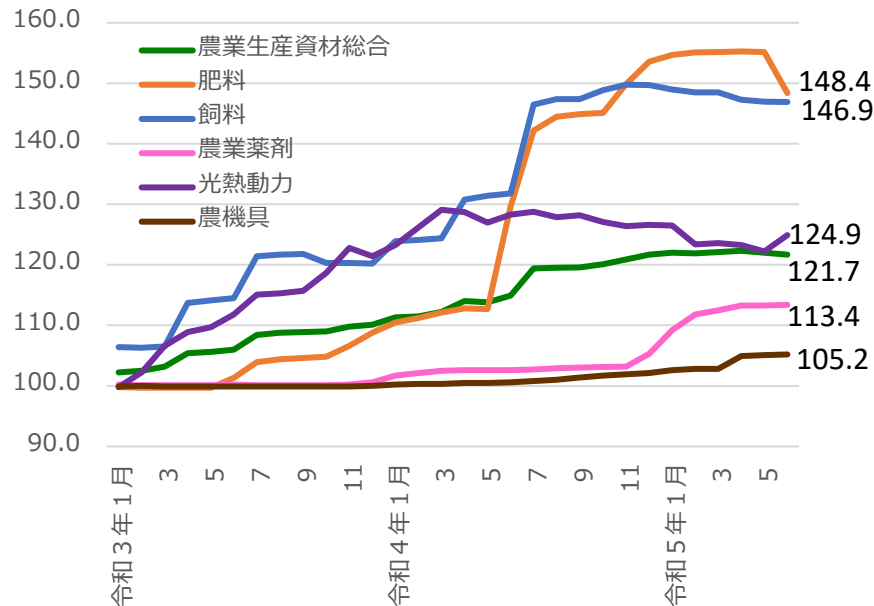
農業物価指数の動向



- 農業生産資材の価格は、2021年頃から**上昇傾向**。
- 農産物の価格は、調査項目（総合、米、野菜、花き、鶏卵）のうち鶏卵を除き、**おおむね横ばい**で推移。野菜、花は変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】（令和2年=100）

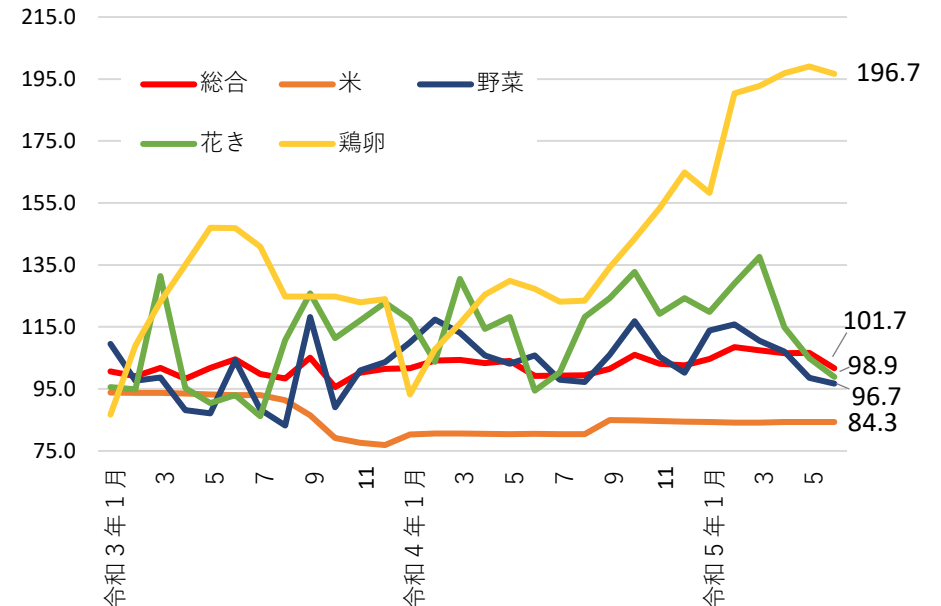
（農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農業物価統計指数（令和2年基準）」（令和5年6月）を基に作成

【農産物価格指数の推移】（令和2年=100）

（農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農業物価統計指数（令和2年基準）」（令和5年6月）を基に作成

適正な価格形成に関する協議会



構成員

【生産者】

全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	常務理事
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長

【製造業者】

食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	沼田 一政	専務理事

【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事

【小売業者】

日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事

【外食・中食業者】

日本フードサービス協会	金丸 康夫	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長

【消費者】

日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長

【学識経験者】

九州大学	福田 晋	理事・副学長
宮城大学	三石 誠司	副学群長

開催実績・予定

月日	会合
8月 29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月 11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
20日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ
30日	第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月 17日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ
28日	第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月 27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会

適正な価格形成による持続可能な食料システムの実現



【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



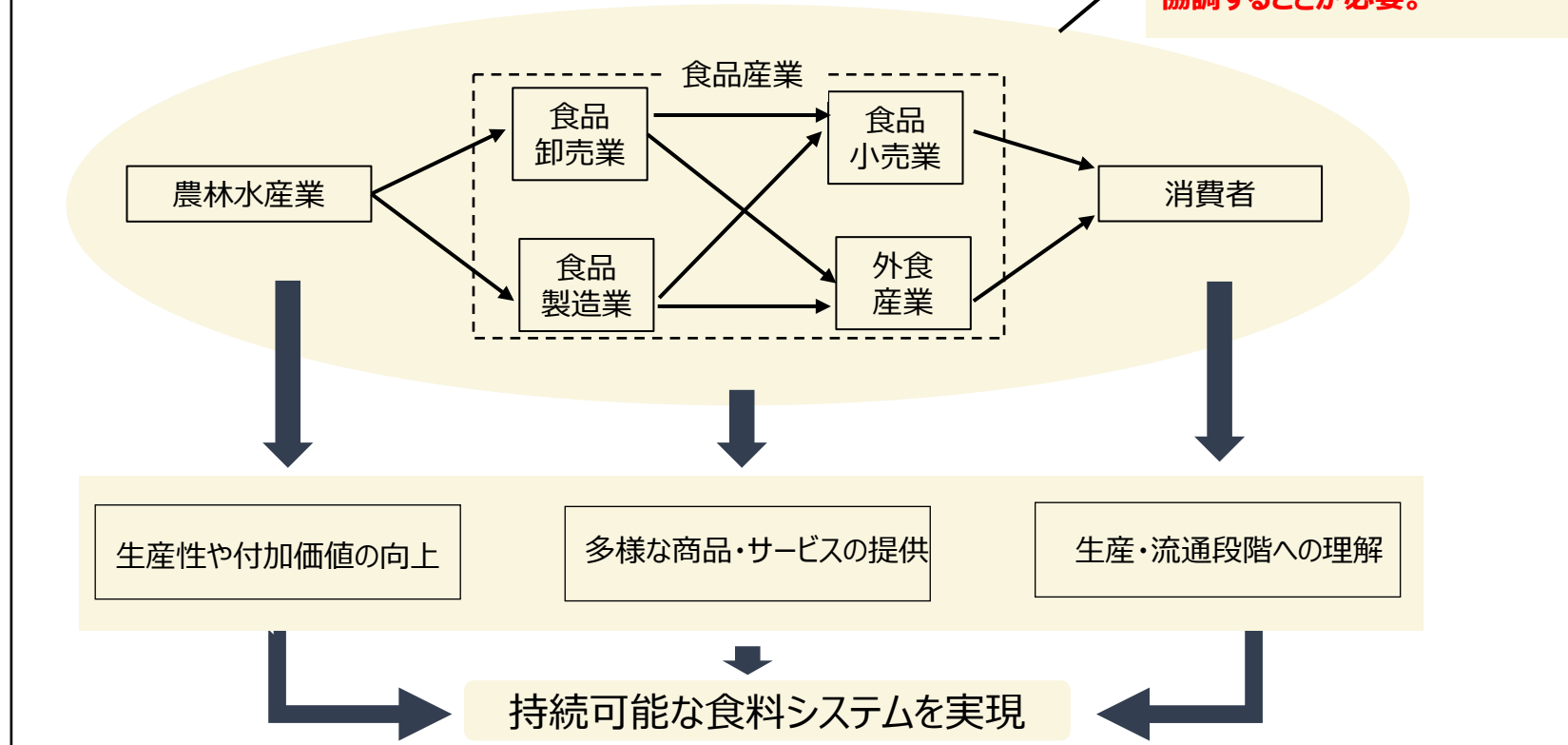
【協議会の目的】

生産から消費までの各段階の関係者が一堂に集まり、適正な価格形成の在り方を協議。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保するために、
協調することが必要。



「適正な価格形成に関する協議会」における今後の議論の進め方



- これまでの会合で、食料システムの各段階における状況や課題、**他のステークホルダーに求める対応等**を共有。
消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するためには、協調することが必要であることを確認。
- 今後、「適正取引を推進するための仕組み」を具体化していくため、**品目を特定**し、品目ごとに、価格形成やコスト構造、取引の実態等について、検討を進めていくこととしてはどうか。



- (1) まずは、**流通経路が簡素でコストの把握も比較的容易**であり、**生産等の持続性を確保**すべき品目として「**飲用牛乳**」及び「**豆腐・納豆**」を対象とし、それぞれの**WGを設置**して、検討を進めていくこととしてはどうか。
- (2) また、**上記以外の品目**については、次の事項等を引き続き、**本協議会**において、検討してはどうか。
 - － 産地、品目ごとに**コストデータを把握・収集**できるのか。
 - － 民間団体による**コスト指標の作成**ができるのか。
 - － **価格交渉や契約**において、どのような課題があるか。